

横須賀市監査委員公表

令和2年第8号

包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について

令和2年3月30日付け横須賀市監査委員公表令和2年第2号をもって公表した包括外部監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

令和2年8月11日

横須賀市監査委員	川	瀬	富士子
同	丸	山	邦彦
同	西	郷	宗範
同	嘉	山	淳平

[環境政策部]

I 公園に関する計画の実施状況（環境政策部）

2 公園施設健全度調査及び長寿命化計画について

指摘1 「予防保全型の長寿命化対策の実施状況について」

平成27年3月の運動公園の長寿命化計画で市が予防保全型と分類した8施設について、市は劣化判定でC判定となった場合に長寿命化対策を実施することを基本方針としているが、不入斗公園の弓道場及び管理棟、大津公園のクラブハウス、相撲場更衣室及び管理棟、西公園の管理棟の計6施設について、いまだ長寿命化対策が実施されていない。

公園施設の長寿命化のための基本方針に基づいて、速やかに長寿命化対策を実施する必要がある。

措置の内容

公園施設の長寿命化のための基本方針に基づいて、速やかに長寿命化対策が実施できるよう予算の確保に努める。

指摘2 「定期的な健全度調査の実施について」

平成27年3月の運動公園の長寿命化計画で市が予防保全型と分類した8施設（追浜公園のスコアボード建屋及び硬式野球場（横須賀スタジアム）、不入斗公園の弓道場及び管理棟、大津公園のクラブハウス、相撲場更衣室及び管理棟、西公園の管理棟）について、市は5年に1度以上の健全度調査を行うこととしているが、平成26年度に実施して以降5年以上実施されていない。

公園施設の長寿命化のための基本方針に基づいて、速やかに健全度調査を実施する必要がある。

措置の内容

公園施設の長寿命化のための基本方針に基づいて、速やかに健全度調査が実施できるよう予算の確保に努める。

指摘3 「専門技術者による毎年の定期点検の実施について」

所管課によると専門技術者による定期点検は4年に1回の頻度で行っているとのことであった。市が定めた公共施設等総合管理計画の公園の点検・診断等の実施方針では、遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき、日常点検の他に、専門技術者

(有資格者)が遊具の診断を行う定期点検を原則年1回行うとしている。

そのため、公共施設等総合管理計画の公園の点検・診断等の実施方針に基づいて専門技術者(有資格者)による定期点検を毎年実施する必要がある。

措置の内容

国土交通省の指針に沿った点検実現のため、毎年の専門技術者による定期点検の必要性を訴え予算を要求する。

指摘4 「耐震補強の実施について」

総合管理計画において、市は、公園内の建物について耐震化等を視野に入れた検討を行うこととしているが、昭和56年6月以前に建築されている施設の耐震補強の検討は実施されていない。昭和56年6月以前に建築された耐震補強が必要な施設は、27施設あるため、総合管理計画の管理に関する基本的な方針に従って耐震補強の実施について検討を進める必要がある。

措置の内容

施設の老朽化や利用頻度、必要性などを考慮しながら、総合管理計画の管理に関する基本的な方針に従って耐震化等を視野に入れた検討を進める。

III 公園建設事業(公園建設課)

6 公園墓地事業(特別会計)

6-2 指定管理業務

指摘5 「管理業務の第三者への委託について」

「横須賀市公園墓地指定管理業務基本協定書」の第15条第2項において、「横須賀公園墓地管理グループ代表者西武造園株式会社(以下「乙」という)は、事前に横須賀市(以下「甲」という)の承諾を得なければ、管理に係る業務の一部を第三者に委託してはならない。その場合は、甲に委託内容を報告しなければならない」と記載されており、管理に係る業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に市の承諾を得る必要がある。公園墓地業務のうち、施設の清掃や植栽管理については、指定管理者が第三者に委託しているため、市の事前承認が必要な業務である。この点を所管課に確認したところ、市は口頭で事前承認を行っているが、事前承認を行ったことが確認できる書類は

残っていないとのことである。業務内容の一部は指定管理者では対応できないため、第三者への委託が必要な業務とのことであるが、それであれば市への事前承認を徹底すべきであり、記録を文書として残すべきである。

措置の内容

公園墓地管理業務について、指定管理者が管理に係る業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に委託する業務内容と委託事業者を書面で市に報告することとし、文書として記録を残すよう事務を改める。

IV 公園管理事業（公園管理課）

2 公園管理事業

2-1 公園施設管理事業

指摘6 「予定単価の設定について」

植物管理業務の全15地区の入札における予定価格に対する落札金額の比率は、約49%～64%と低い水準にあるが、その原因は予定単価と契約単価の乖離によるものである。

市では、予定価格について、神奈川県県土整備局作成の「積算参考資料（土木工事編）」第1章総則1-2に記載の土木工事資材等単価表を基にした歩掛（以下、「県の積算単価」という。）に予定数量を乗じて算定しているが、横須賀市契約規則第9条第3項には、「予定価格は、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して予算の範囲内で適正に定めなければならない。」とあり、県の積算単価を優先すべきとする明文規定はない。しかし、市では、予定単価と契約単価が毎年乖離している状況にあるにも関わらず、県が単価を積算するにあたって調査した事業者や取引等の具体的な条件について把握することなく、県の積算単価を採用している。

県の積算単価はあくまでも参考値であり、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して、市の実態にあった単価積算の方法を検討する必要がある。

措置の内容

全庁的な課題であるため契約課へ申し入れをしていく。

指摘7 「予定数量の設定について」

植物管理業務の入札では、いずれの案件においても大幅な契約差金

（予定価格と落札金額の差額）が発生しているが、当該契約差金を最大限利用して追加発注を行った結果、実績金額（契約単価×実績数量）が落札金額（契約単価×予定数量）を上回っている。例えば、機械除草（肩掛式）の平成30年度の実績数量は予定数量の約2.5倍～9倍となっている。

これは、予定価格の算定において、県の積算単価を使用しなければならないという考えから、県の積算単価を所与のものとして、一定の予算額に収まるように予定数量を逆算で算出したため、実態と乖離した予定数量を設定したことが原因である。予定数量の多寡は、業者が入札で提示する単価等に影響を与える可能性があり、実態と乖離した予定数量を用いることで入札の公正性や経済性を阻害していると考えられる。予定価格は、地方公共団体の予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、各年度において必要とする数量を適切に見積って積算する必要がある。

措置の内容

全庁的な課題であるため契約課へ申し入れをしていく。

指摘8 「分割発注による入札の回避（駐車場案内整理業務）」

燈明堂駐車場案内整理業務に係る4契約の仕様書及び特記仕様書に記載の業務内容は4期間とも同一であり、履行期間も連続していることから、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由は見当たらない。本業務について一括発注した場合には1,939千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準（業務委託契約の場合は50万円）を超える金額となることから、前年度と同様の方法で安易に分割発注を行うことにより入札を回避しているものと考えられる。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

指摘9 「競争見積りの未実施（駐車場案内整理業務）」

随意契約により契約を締結しようとするときは、原則として、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示して2人以上の者から見積書を徴するものとされている（横須賀市契約規則第20条）。

燈明堂駐車場案内整理業務に係る4契約については、いずれも契約の相手方である1者のみから見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第21条第6号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で2人以上からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

随意契約の執行に当たっても、競争性を確保することにより有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則第20条等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

指摘10 「分割発注による入札の回避（制御盤修繕）」

市役所前公園制御盤修繕業務に係る2契約については、故障した制御盤1機の配電盤とケースを同時に交換するものであり、同一の業者が同一の工期で工事を実施していることや、諸経費が一方の見積書のみに含まれていること等を踏まえると、実質的に一体の工事として発注しているものと考えられる。

本業務について一括発注した場合には2,462千円となり、横須賀市契約規則第21条第1号に定める少額随意契約の基準（修繕の請負契約の場合は130万円）を超える金額となることから、分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がない限り認められない方法である。仮に、横須賀市契約規則第20条等に示されている随意契約が認められる条件に該当すると考える場合には、その根拠を随意契約理由書に明記し、適切な承認手続を経る必要がある。

措置の内容

今後は、必要に応じて契約課に事務手続きを確認し、契約規則に基

づいた適正な事務処理を行うことを周知徹底した。

指摘11 「競争見積りの未実施（制御盤修繕）」

市役所前公園制御盤修繕業務に係る2契約については、いずれも契約の相手方である1者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第21条第6号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で2人以上からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは困難である。随意契約の執行に当たっても、競争性を確保することにより有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則第20条等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

指摘12 「物品受払簿の不備」

公園のベンチ用板材の物品受払簿について、残数がマイナスとなっているものが大半を占めるなど、在庫数量の管理が適切に行われていない。物品受払簿は、保管中の物品の残数確認に欠かせないものであるため、物品の紛失・盗難の防止及び発見、適切な発注管理の観点から、物品受払簿を適切に作成する必要がある。

措置の内容

今後は、物品会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

2-2 猿島公園管理事業

指摘13 「分割発注による入札の回避（階段小破修繕）」

猿島公園階段小破修繕業務に係る2契約については、いずれも猿島公園管理棟周辺の木製階段を補修するものであり、工期も同一であることから、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由

はないものとする。本業務について一括発注した場合には、1,864千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は130万円）を超える金額となることから、合理的な理由もなく分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

措置の内容

今後は、必要に応じて契約課に事務手続きを確認し、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うことを周知徹底した。

指摘14 「競争見積りの未実施（階段小破修繕）」

猿島公園階段小破修繕業務に係る2契約については、いずれも契約の相手方である1者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第21条第6号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で2人以上の者からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは困難である。随意契約の執行に当たっても、競争により有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

指摘15 「分割発注による入札の回避（手摺小破修繕）」

猿島公園手摺小破修繕業務に係る3契約については、いずれも猿島公園園路の手摺を補修するものであり、工期も同一であることから、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由はないものとする。本業務について一括発注した場合には、2,991千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は130万円）を超える金額となることから、合理的な理由もなく分割発注

を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

措置の内容

今後は、必要に応じて契約課に事務手続きを確認し、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うことを周知徹底した。

指摘16 「分割発注による入札の回避（発電機修繕）」

猿島公園発電機修繕業務に係る2契約については、発電機1基の交換を行うものであり、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由はないものとする。本業務について一括発注した場合には2,600千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は130万円）を超える金額となるため、分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がない限り認められない方法である。仮に横須賀市契約規則第20条等に示されている随意契約が認められる条件に該当すると考える場合には、その根拠を随意契約理由書に明記し、適切な承認手続きを経る必要がある。

措置の内容

今後は、必要に応じて契約課に事務手続きを確認し、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うことを周知徹底した。

指摘17 「競争見積りの未実施（発電機修繕）」

猿島公園発電機修繕業務に係る2契約については、いずれも契約の相手方である1者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第21条第6号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で2人以上からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは困難である。随意契約の執行に当たっても、競争により有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則等に定められた特別な理由が

ない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

2-3 公園維持補修事業

指摘18 「分割発注による入札の回避（人工芝小破修繕）」

佐原2丁目公園人工芝小破修繕業務に係る2契約については、サッカーグラウンド1面の人工芝のライン部分の補修工事を行うものであり、グラウンド全面の補修が必要なことは当初から想定されていたものである。また、サッカー場の月間予約一覧や工事写真帳を見る限り、両工事は実質的に一体で施工されていたものと考えられる。また、仮にグラウンドを半面ずつ順次補修する場合でも、契約を分割して同一の業者と随意契約を行う合理的な理由にはならないと考える。本業務について一括発注した場合には2,592千円となり、横須賀市契約規則第21条に定める少額随意契約の基準（修繕の場合は130万円）を超える金額となるところ、合理的な理由もなく分割発注を行うことにより入札を回避しているものとする。

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体において例外的な方法であり、法令等で定める明確な理由がある場合にのみ認められることを十分認識した上で契約事務を行う必要がある。

措置の内容

今後は、必要に応じて契約課に事務手続きを確認し、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うことを周知徹底した。

指摘19 「競争見積りの未実施（人工芝小破修繕）」

佐原2丁目公園人工芝小破修繕業務に係る2契約については、いずれも契約の相手方である1者から見積書を徴する特命随意契約によっているが、仮に随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、契約規則第21条第6号）に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で2人以上の者からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

また、仕様書の情報だけでは、具体的な修繕内容を読み取ることは

困難である。随意契約の執行に当たっても、競争により有利な契約を締結できる可能性があるため、契約規則等に定められた特別な理由がない限りは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示した上で、2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

3 公園災害復旧事業

指摘20 「分割発注について（倒木等処理業務）」

市は、長井海の手公園倒木等処理業務に係る4契約において、業務名を長井海の手公園倒木等処理業務としたうえで、No9～No12としてそれぞれ別工種であるため分割して発注を行っている。しかし、見積書を確認すると、No9は「堆肥舎屋根撤去」業務、No10は「堆肥舎屋根補修」業務となっており、堆肥舎屋根を撤去し、当該屋根を補修するという一連の業務となっている。また、施工者からの工事の報告資料として受領している工事写真を確認すると、「堆肥舎屋根撤去」と「堆肥舎屋根補修」で使用されている写真は同一の写真が混在していることから、両業務は実質的に一体で施工されていたものと考えられる。この点について所管課に質問を行ったところ、「別の業務内容であるため、分割発注を行った」という回答であるが、上記に記載しているように当該業務は実質的に一体で施工されていたものと考えられる。また、別の業務内容であったとしても、発注時の仕様等に定めればよく、業務を分割する合理的な理由にはならないと考える。

市は、契約規則第28条第1項の規定に基づき契約金額が300万円以下であることを理由に契約書の作成を省略しているが、本業務を一括発注した場合には8,949千円となり、契約書の作成を省略することは認められない。今後は安易に分割発注を行うことは避け、契約書の作成を適切に行う必要がある。

措置の内容

今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底した。